

歓迎されている。

4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合併事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は、9年3月末現在で、256件、対象国は47か国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、ガイアナ、スリナム、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、仏領ギアナ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島の14か国で、事業種類は漁業22件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース2件の計30件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、台湾、韓国、中国、ヴェトナム、ミャンマー、ソロモン、バヌアツ、オーストラリア、ニュージーランド、ミクロネシア、マーシャル、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、フィジー、キリバスの22か国で、事業種類は漁業51件、養殖業61件、加工業32件、漁業リース3件の計147件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、ガーナ、モザンビーク、マダガスカル、モーリシャス、ナミビア、アンゴラの6か国で、事業種類は漁業8件、加工業1件の計9件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、フランス、ロシア連邦の5か国で事業種類は漁業22件、養殖業4件、加工業42件、漁業代理店業2件の計70件である。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、8年末については、表21のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第3条2の規定に基づく9年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表21のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第22条の規定に基づく漁船の依頼検査の9年度実績は、総合検査11件、船体検査34件、機関関係検査46件の合計91件、検査手数料収入総額は1,267万円であった。

漁船の建造技術等の向上を目的とする漁船技術者講習会を北海道ほか7県下の8カ所において開催し、受講者の合計は258名であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、通商産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。9年度における貸渡しは6カ国74隻、輸出については29カ国130隻であった。

4 IMO（国際海事機関）等対策

IMOにおいて、平成5年4月に漁船安全条約議定書が採択された。この議定書においては、さらに小型の漁船について、海象・気象条件が同様な地域に適用する地域安全基準を作成することを規定していたが、平成9年2月東京で東及び東南アジア漁船安全地域基準が採択された。また、FAO（国際食糧農業機関）において、便宜的に船籍を移動すること（リフラッキング）が問題となっていることから、これを防止する協定が平成5年11月に採択された。これらに対応するため平成9年度から(財)漁船協会に漁船国際機関等対策事業を委託している。

5 漁業無線施設等の整備

我が国漁船漁業における情報通信手段として不可欠な存在である漁業無線は、近年の漁船勢力の減少及び通信分野における技術革新の進展等によって、全国的に漁業無線局の経営が厳しい状況におかれており、漁業無線局の使命が十分に果たし得なくなるのではないかと危惧が広がりつつある。

このため水産庁としては、5年度から2か年計画で(財)全国漁業無線協会に委託して、全国的視野から適正規模の漁業無線局を適地に配置すること等を検討し、将来の通信システムの基本構想を策定する「将来の漁業無線局のあり方検討事業」を実施したところである。

この調査検討の結果、厳しい環境の変化に対応した漁業無線局の経営基盤を早急に確立するために、全国

表21 漁船統計表

漁業種類 Tyde of Fishry	船型 Size	船質	統計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数 NO.	総トン数 G. T.	隻数 NO.	総トン数 G. T.	隻数 NO.	総トン数 G. T.
総計		S	5,259	735,854.77	5,259	735,854.77	-	-
		W	41,765	76,431.25	37,135	72,450.13	4,630	3,981.12
		F	331,407	820,118.71	322,331	811,966.96	9,076	8,151.75
		T	378,431	1,632,404.73	364,725	1,620,271.86	13,706	12,132.87
		S	23	49.97	23	49.97	-	-
淡水漁業		W	5,031	2,830.88	2,773	1,667.97	2,258	1,162.91
		F	9,323	9,576.11	7,240	8,627.42	2,083	948.69
		T	14,377	12,456.96	10,036	10,345.36	4,341	2,111.60
		S	5,236	735,804.80	5,236	735,804.80	-	-
		W	36,734	73,600.37	34,362	70,782.16	2,372	2,818.21
合(海水漁業)		F	322,084	810,542.60	315,091	803,339.54	6,993	7,203.06
		T	364,054	1,619,947.77	354,689	1,609,926.50	9,365	10,021.27
		S	6	10.50	6	10.50	-	-
		W	362	141.12	198	103.42	164	37.70
		F	1,222	1,135.28	956	1,024.21	266	111.07
内水面		T	1,590	1,286.90	1,160	1,136.13	430	148.77
		S	214	3,318.58	214	3,318.58	-	-
		W	8,611	7,887.28	7,530	7,225.22	1,081	662.06
		F	101,599	137,729.56	96,300	134,537.67	5,299	3,191.89
		T	110,424	148,935.42	104,044	145,081.47	6,380	3,853.95
採介藻		S	320	4,601.05	320	4,601.05	-	-
		W	1,038	3,479.45	710	2,442.01	328	1,037.44
		F	11,595	47,132.72	11,013	44,025.17	582	3,107.55
		T	12,953	55,213.22	12,043	51,068.23	910	4,144.99
		S	552	61,046.22	552	61,046.22	-	-
一本つり		W	14,622	28,209.93	14,405	28,097.08	217	112.85
		F	93,728	207,139.61	93,445	206,975.95	283	163.66
		T	108,902	296,395.76	108,402	296,119.25	500	276.51
		S	228	21,539.60	228	21,539.60	-	-
		W	995	3,131.50	979	3,123.25	16	8.25
はえなわ		F	9,556	35,164.64	9,550	35,161.10	6	3.54
		T	10,779	59,835.74	10,757	59,823.95	22	11.79
		S	530	29,431.37	530	29,431.37	-	-
		W	3,797	5,887.24	3,707	5,827.63	90	59.61
		F	50,029	107,957.44	49,874	107,830.55	155	126.89
刺網		T	54,356	143,276.05	54,111	143,089.55	245	186.50
		S	226	31,181.43	226	31,181.43	-	-
		W	185	1,164.02	156	1,026.45	29	137.57
		F	1,195	11,263.90	1,177	11,073.12	18	190.78
		T	1,606	43,609.35	1,559	43,281.00	47	328.35
まき網(網船)		S	686	75,593.70	686	75,593.70	-	-
		W	97	757.80	84	752.00	13	5.80
		F	1,991	21,005.96	1,987	21,002.28	4	3.68
		T	2,774	97,357.46	2,757	97,347.98	17	9.48
		S	40	2,615.38	40	2,615.38	-	-
敷網		W	315	908.09	290	858.89	25	49.20
		F	1,769	11,663.72	1,762	11,657.99	7	5.73
		T	2,124	15,187.19	2,092	15,132.26	32	54.93
		S	599	35,123.76	599	35,123.76	-	-
		W	2,669	11,285.54	2,669	11,285.54	-	-
底びき網		F	15,372	77,527.86	15,372	77,527.86	-	-
		T	18,640	123,937.16	18,640	123,937.16	-	-
		S	91	12,049.48	91	12,049.48	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
以西底びき網		T	91	12,049.48	91	12,049.48	-	-
		S	51	41,702.74	51	41,702.74	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	51	41,702.74	51	41,702.74	-	-
ひき網		S	260	2,788.15	260	2,788.15	-	-
		W	991	3,642.27	817	3,234.93	174	407.34
		F	7,604	41,059.59	7,543	40,965.78	61	93.81
		T	8,855	47,490.01	8,620	46,988.86	235	501.15
		S	887	272,097.77	887	272,097.77	-	-
かつお・まぐろ		W	9	228.16	9	228.16	-	-
		F	798	28,097.47	798	28,097.47	-	-
		T	1,694	300,423.40	1,694	300,423.40	-	-
		S	8	266.08	8	266.08	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
捕鯨		F	5	16.36	5	16.36	-	-
		T	13	282.44	13	282.44	-	-
		S	254	78,389.73	254	78,389.73	-	-
		W	11	81.65	11	81.65	-	-
		F	831	4,078.15	825	4,073.07	6	5.08
官公庁船		T	1,096	92,549.53	1,090	82,544.45	6	5.08
		S	143	49,303.35	143	49,303.35	-	-
		W	161	1,345.34	149	1,339.39	12	5.95
		F	1,997	15,046.03	1,939	15,004.86	58	41.17
		T	2,301	65,694.72	2,231	65,647.60	70	47.12
冷凍運搬及び母船		S	1	349.91	1	349.91	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	1	349.91	1	349.91	-	-
		S	140	14,396.00	140	14,396.00	-	-
雑漁業		W	2,871	5,450.96	2,648	5,156.54	223	294.44
		F	22,793	64,524.31	22,545	64,366.10	248	159.21
		T	25,804	84,371.29	25,333	83,918.64	471	452.65

表22 平成8年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

漁業種類	区 分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以西底びき網		4	396	0	0	4	396	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖合底びき網		5	500	0	0	4	340	1	160	0	0	0	0	0	0	0	0
かつお・まぐろ		19	7,963	0	0	0	0	1	184	0	0	18	7,779	0	0	0	0
まき網		2	429	0	0	1	80	0	0	0	0	1	349	0	0	0	0
まき網付属		3	695	0	0	1	99	0	0	1	290	1	306	0	0	0	0
一本つり(いか)		3	174	2	36	0	0	1	138	0	0	0	0	0	0	0	0
さけ・ます流し網		1	184	0	0	0	0	1	184	0	0	0	0	0	0	0	0
北洋はえなわ刺網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑はえなわ		3	125	2	26	1	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運搬船		1	322	0	0	0	0	0	0	0	0	1	322	0	0	0	0
捕鯨業		1	34	1	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公庁船		18	5,577	3	55	1	53	5	766	0	0	8	3,990	1	713	0	0
その他		19	298	19	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		79	16,697	27	449	12	1,067	9	1,432	1	290	29	12,746	1	713	0	0

2. FRP船

漁業種類	区 分	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以西底びき網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖合底びき網		4	113	3	57	0	0	0	0	0	0	1	56	0	0	0	0
かつお・まぐろ		10	787	4	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1	88	5	623
まき網		9	142	9	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まき網付属		16	256	16	256	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一本つり(いか)		7	131	7	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さけ・ます流し網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北洋はえなわ刺網		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑はえなわ		5	82	5	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運搬船		2	25	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公庁船		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		62	971	62	971	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		115	2,507	108	1,740	0	0	0	0	0	0	1	56	1	88	5	623

(注) 木船の建造は無し。

的視野にたった漁業無線局の適正な配置と連携統合等を計画的に推進するためマスタープランの策定及び合意形成のための協議調整を行い、我が国の漁業無線通信体系の再編整備を推進するため「漁業無線局再編整備推進事業」を7年度から3か年計画で全国漁業協同組合連合会に補助している。

第13節 漁港の整備及び維持管理

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港法（昭和25年法律第137号）第5条の規定により行っているが、9年度においては1港を指定した。その内容は表23のとおりである。

表23 指定漁港数

漁港種類	9年度 指 定	9年度 取消し	8年度 ま で	9年度 末現在
第1種漁港	1	—	2,217	2,218
第2種漁港	—	—	512	512
第3種漁港	—	—	113	113
第4種漁港	—	—	101	101
計	1	—	2,943	2,944

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁港区域に係る海岸保全区域の指定

9年度において、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により都道府県知事が漁港区域に海岸保全区域を指定した漁港数は3港であり、9年度末の総数は2,257港である。

3 漁 港 の 管 理

8年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は2漁港であり、9年度末の漁港数は表24のとおりである。

表24 漁港管理者別漁港数

漁 港 種 類	8年度 末まで	総 数	9年度末	
			都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,217	2,218	374	1,844
第2種漁港	512	512	313	199
第3種漁港	113	113	107	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,943	2,944	895	2,049

また、9年度に漁港管理規定（条例）を制定して管理体制を整備した漁港管理者は1市町村であり、この

結果、9年度までに漁港管理規定を制定した漁港管理者の総数は次のとおりである。

大臣への届け出分	北海道ほか39都府県
知事への届け出分	宮古市ほか597市町村
計	638団体

4 漁 港 の 整 備

(1) 漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度までに375港の修築事業が実施され、このうち43港が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費は226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図ら

れた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった(このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、総事業費1兆9,940億円であった)。

第9次漁港整備計画は、6年3月第129回国会の承認を受け、整備漁港480港を対象として6年度から11年度までの6か年間に修築事業により整備を行う。これに要する総事業費は、1兆3,500億円である。(このほか、漁港の基本的な施設整備6,500億円、漁港漁村の環境整備3,500億円、地方単独費等600億円、調整費5,900億円があり、これを合わせて第9次漁港整備長期計画として、総事業費3兆円となる。)

(2) 漁港修築事業

この事業は、漁港法に基づく事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新築、増築、改築等の事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が15億円を超えるものである。9年度においては、国の直轄事業により、194億5,735万円をもって33港について事業を実施し、補助事業により事業費1,704億1,300万円(国費1,029億2,500万円)をもって446港について事業が実施された。

(3) 漁港改修事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新設、改良又は補修等事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が3億円を超え15億円以下のものである。9年度においては、事業費758億2,400万円(国費451億3,500万円)をもって687港について事業が実施された。

(4) 漁港局部改良事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の維持、補強若しくは改良等の事業であって、計画事業費は1事業につき1億円以上3億円以下(市町村が行う事業は10百万円以上)のものである。9年度においては、事業費222億9,700万円(国費114億7,000万円)をもって309港について事業が実施された。

(5) 漁港公害防止対策事業

この事業は、漁港区域内に堆積した汚泥、その他有害物質の排除、汚濁水の浄化施設の整備、廃船の処理、廃油処理施設の整備等を行う事業で47年度から実施されている事業である。9年度においては、事業費2,000万円(国費1,000万円)をもって1港について事業が実施された。

(6) 漁業集落環境整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善とを総合的に図るため、漁業集落の特性と漁港整備事業との関連性を考慮して選定した特定の地区について漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境基盤等の整備を行う事業で、昭和53年度から実施されている事業である。9年度においては、事業費264億2,200万円(国費132億1,800万円)をもって212地区(新規40,継続172)について事業が実施された。

(7) 漁港環境整備事業

快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併わせて漁港における労働環境の向上等に資するため、漁港の環境向上に必要な整備を行う事業で昭和55年度から実施されている。9年度においては、事業費81億9,000万円(国費40億9,500万円)をもって146港(新規30,継続116)について事業が実施された。

(8) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、9年度においては、事業費81億7,600万円(国費42億8,300万円)をもって56港について事業が実施された。

(9) 作業船整備

漁港整備事業の実施の状況にかんがみ、その効果的運用により事業の促進を図るため、北海道における国の直轄漁港事業用作業船を整備した。9年度の経費は1,900万円であった。

(注) 本事業は、予算科目上の目細々として登録されている。H6年度新規創設事業である。

(10) 漁港漁村総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、生産の重要な基盤である漁港施設の整備と背後の漁業集落の生活環境施設の整備を一体的かつ総合的に推進する事業で、平成6年度から新たに実施されている事業である。

8年度においては、事業費106億400万円(国費63億8,200万円)をもって60地区(新規3,継続57)について事業が実施された。

(11) 漁港施設災害復旧事業

漁港施設(漁港区域内の海岸保全施設を含む)災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に関する法律に基づき実施される事業であり、民生及び経営の安定のための早期復旧が行われている。9年度においては、7年災は100%、8年災は98.1%まで9年災は89.2%まで完了することとして事業費97億8,423万円（国費75億5,000万円）で復旧事業が実施された。

(12) 漁港施設災害関連事業

漁港施設災害関連事業は、漁港施設災害復旧事業に関連して被災施設の復旧効果を確保し、再度災害を防止する目的の事業であり、9年度は事業費958万円（国費500万円）で事業が実施された。

(13) 漁港区域に係る海岸整備事業

31年に海岸法が施行され、海岸管理者（漁港管理者である地方公共団体の長）が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の一部を国が負担することとなっている。9年度においては、海岸保全施設整備事業として事業費225億8,261万円（国費117億540万円）をもって302港について事業が実施された。また、49年度から実施された海岸環境整備事業も引き続き実施され、事業費140億8,993万円（国費47億700万円）をもって126港について事業が実施された。さらに、61年度から実施された公有地造成護岸等整備事業も引き続き実施され、事業費4億5,205万円（国費1億8,100万円）をもって6港について実施された。

(14) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った漁港修築事業、漁港改修事業（5,000万円以上のものに限る）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により9年度において当該適用団体に補助率差額103億936万円を交付した。

また、新産業都市及び工業特別地域並びに産炭地域において海岸管理者たる市町村が行う海岸保全整備事業について、40年度から新産業都市及び工業特別地域の整備に係る公共事業の負担に関する特別措置法及び

産炭地域振興法の規定に基づく引上率（最高1.25まで）により、これらの事業を実施した市町村に事業実施の翌年度に補助率差額を交付することになっているが、9年度においては、これら団体に8,363万円を交付した。これらの内容は表25のとおりである。

(15) 漁港漁村の調査

漁港の整備に関する計画の作成等に必要な資料を確保するため、34年度から一般行政費による漁港調査費が計上されているが、9年度には指定漁港2,943港につき港勢調査等を実施した。

また、公共事業により漁港施設の計画・設計及び施工に必要な波浪調査等を引き続き実施した。これらに要した費用は、1億1,800万円である。さらに、北海道については、諸調査及び計画調査を1,800万円の経費で、沖縄については、諸調査及び計画調査を600万円の経費でそれぞれ実施した。

さらに、複数の漁港について総合的な整備計画を策定するために事業費1億1,600万円（国費5,800万円）で、調査費補助事業を実施した。

以上のほか、海岸事業費により海岸の整備に関する調査を行った。これに要した経費は3,260万円であった。

第14節 沿岸漁業構造改善事業

1 沿岸漁業活性化構造改善事業

(1) 事業の趣旨

200海里制度の定着をはじめとする国際漁業環境の変化の下で、将来にわたって多様な水産物を国民に安定的に供給するという沿岸漁業に課せられた使命は、今後、一層重要になっていくものと考えられる。

同時に沿岸漁業・漁村の存在は、単に水産物供給の面のみならず、漁業活動を通じての良好な海洋環境の保全への貢献、あるいは国土の均衡ある発展への寄与の面からも評価する必要がある。

こうした中で、沿岸漁業の生産は伸び悩みつつも一

表25

(単位：千円)

区 分	交付団体数	金 額	後進地域開発 適用 団 体	新産都市	工 業 特別地域	産炭地域
漁 港 漁 村 整 備 費	21県	9,125,000	9,125,000 (21県)	—	—	—
海 岸 事 業 費	21道県 7 市町	1,031,000	947,369 (21道県)	9,726 (2 市町)	8,975 (2 市町)	64,930 (3 市町)
漁港関連道整備事業費	11県	237,000	237,000	—	—	—
計		10,393,000	10,309,369	9,726 (2 市町)	8,975 (2 市町)	64,930 (3 市町)

定の水準を維持しているが、漁獲努力量の増大や海洋環境の汚染等による資源の減少、これに起因する漁業所得への依存度の低下及び都市への若年労働力の流失等、多くの問題を抱えている。

また、漁村地域の生活環境等に関する社会資本の整備が遅れており、これは漁村の魅力の低下の一因となっている。

さらに、国民の海洋性レクリエーションニーズの高まりの中で、遊漁者と漁業者との間の摩擦の発生と同時に、これを地域の活性化方策の一つとして積極的に導入しようとする動きも顕著となっている。

このような現状と問題に対応し、沿岸海域の生産力、沿岸漁業の生産性を高め、健全な沿岸漁業を維持するためには、つくり育てる漁業の推進と資源管理を一層徹底することが必要である。

さらに、国民の水産物に対する多様なニーズや情報を把握し、適切な生産供給体制を確立するために、高鮮度流通・加工体制及び情報連絡網の確立が必要となる。

また、漁業との調和を図りつつ、海洋性レクリエーションに関する地場産業の育成等による就業機会の増大や漁村地域で働く女性や高齢者に配慮した労働環境及び生活環境等の整備にも取り組んでいく必要がある。

沿岸漁業活性化構造改善事業は、このような認識のもとに、以下の4点を基本目標として事業を展開していく。

- ・海の生産力の向上と資源に見合った健全な漁業の育成
- ・需要変化・消費動向に対応した供給体制の確立
- ・漁村におけるゆとりの創造と快適な労働・生活環境づくり
- ・都市住民との交流の促進等による漁村社会の活性化

(2) 事業の構成

ア 本事業は総事業費1,150億円の規模で実施することとし、つぎの5つの事業からなっている。

(ア) 地域漁業活性化構造改善事業

地域数 おおむね85地域

1地域当たり平均補助事業費

漁業基幹型地域 13億3千万円

都市交流促進型地域 6億4千万円

総合推進型地域 11億円

単独融資事業費 16億円

6年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、11年度までの6年間、事業を実施する。

(イ) 広域漁業活性化構造改善事業

地域数 おおむね39地域

1地域当たり平均補助事業費 1億3千万円

都道府県又は複数の地域漁業活性化構造改善事業の計画地域を対象として、6年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、11年度までの6年間、事業を実施する。

(ウ) 海の恵みモデル事業

地域数 おおむね60地域

1地域当たり平均補助事業費 6千万円

9年度から11年度までの3年間、事業を実施する。

(エ) 美しいむらづくり対策事業

地域数 おおむね10地域

1地域当たり平均補助事業費 1億8千万円

9年度から11年度までの3年間、事業を実施する。

(オ) 資源管理漁業促進対策事業

地域数 おおむね460地域

1地域当たり平均補助事業費 1千5百万円

6年度から11年度までの6年間、事業を実施する。

イ 事業の実施

(ア) 事業主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施するほか、融資対象として沿岸漁業者等が事業主体となる。

(イ) 事業種目

補助事業には、地域漁業活性化構造改善事業においては、増養殖場整備事業、漁業近代化施設整備事業、漁村環境整備事業、地域資源活用交流促進施設整備事業等があり、広域漁業活性化構造改善事業においては、広域種苗生産施設整備事業、広域餌料供給施設整備事業、水産情報高度利用施設整備事業等がある。また、単独融資事業には、省力化漁船等の購入、海面養殖場の改良、漁業生産環境施設の整備等に対する融資がある。

(ウ) 事業の実施方法

補助事業及び融資事業は、ともに6か年実施する。

(3) 9年度事業実施状況

事業名	地域数	国庫補助金 (千円)
地域沿構	85	6,432,986
広域沿構	39	897,648
海の恵み	20	330,947
美しいむらづくり	10	94,334
資源管理促進	138	359,659

2 沖縄県水産業活性化構造改善 特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、沖縄県農林漁業構造改善緊急対策事業及び沖縄県水産業構造改善特別対策事業の経験を生かし、本土との格差是正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、3年度に新沖縄水産業構造改善計画を樹立して、4年度からおおむね7年間に事業費36億8千万円、国費24億5千万円を予定している。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づき、沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して、毎年度定める各年度沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 9年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
沖縄県水産業活性化 構造改善特別対策事業	6	350,000

第15節 水産関係試験研究

1 漁業新技術開発事業

漁業省エネルギー等新技術開発事業

近代の我が国水産業をめぐる厳しい情勢の下で、漁業生産構造の再編整備を推進するためには、国際的規制の強化による漁場の狭隘化、漁獲量の減少等、漁業がかかえる問題の解決に必要な生産、流通等の総合的技術を開発し、変動する情勢に対応し得る経営体質の強化を図ることが急務となっている。

また、水産業は経営規模が小さいこと等から、技術開発基盤が脆弱であるが、生産性の向上による国民への動物性蛋白質の安定的供給を図り、多様化する国民

のニーズに対応していくためには、漁業界の技術水準の向上を図ることが重要な問題となっている。

このような情勢に対応し水産業の技術基盤の強化を図るため、省エネルギー、省力化等の生産コスト低減及び漁獲物の有効利用を目的とした技術開発を行う。

(1) 新技術システム開発事業

漁業の近代化、合理化の要請に対応するため、省エネルギー、省力化等の生産コスト低減及び漁獲物の有効利用を可能とする、漁具、漁法、漁船及び機器装置等の開発を推進することとし、漁業団体等が行う新技術開発事業の一部を助成した。

(2) 漁業再編整備推進新技術開発事業

国際的漁業規制の強化等の漁業環境の変化に対応した生産、流通等の総合的な技術開発を促進し、漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図るため、漁業団体等が行う新技術開発事業の一部を助成した。

(3) 先端的技术開発促進事業

水産分野の技術の高度化を図るため、エレクトロニクス、メカトロニクス、バイオテクノロジー、新素材等の他産業分野における先端的技术を導入した新たな水産関連技術の開発を推進することとし、漁業団体等が行う事業の一部を助成した。

(4) 資源管理等沿岸漁業新技術開発事業

我が国沿岸水域における資源管理型漁業を推進する上で不可欠な選択漁法の早急な導入を図るため、現状の非選択性の漁法から選択漁法への転換を可能とする新技術の開発及び地域漁場における試験での選択技術の改良・改善を推進することとし、漁業団体等が行う事業の一部を助成した。

2 新技術開発試験

(1) 水産生物の遺伝的多様性の保存及び評価手法の開発

水産生物の育種を展開するには、種毎に多様な遺伝子の変異が存在することが前提であり、その基盤となる生物遺伝資源を確保する遺伝子保存技術を開発する必要がある。

他方、野生集団については、種苗放流等により遺伝的多様性が損なわれないことを確保する必要があり、そのためには自然集団や人工種苗の遺伝的多様性の評価手法が必要である。

このため本事業では、「つくり育てる漁業」の適正な推進を図るため、水産生物の遺伝子保存技術及び遺伝的多様性の評価手法を開発する。

表26 漁業省エネルギー等新技術開発事業（平成8年度）

区 分	事業実施主体	開発種目	事 業 の 概 要
新技術システム開発事業	(社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会	生鮮魚の高品質維持省力水揚げシステムの開発	漁獲物の高鮮度・高付加価値化及び省力化等を図るため、生鮮かつおの高品質維持省力水揚げシステムの開発を行う。
	(社)全国まき網漁業協会	まき網漁法の合理化システムの開発	まき網漁業における水産資源の保護、操業コストの軽減を図るため、まき網・底びき兼用漁船、海中選別漁具の開発を行う。
漁業再編整備推進新技術開発事業	(社)全国底曳網漁業連合会	沖合底引網漁業に係る駆け回し漁法の合理化システムの開発	操業コストの削減、海底環境の保全及び労働環境の改善を図るため、低コストで海底環境への負荷軽減を図る曳網漁具の開発及び海中で漁獲物を選別するための網の開発を行う。
先端的技术開発促進事業	(社)マリノフォーラム21	自己防汚型漁網システムの開発	自然環境へ悪影響を与えることなく、少ないエネルギーで効果的に海洋生物の付着防止を図る自己防汚型漁網システムの開発を行う。
	(社)温水養魚開発協会	環境調和型防汚技術の開発	安全な付着生物防止対策を確立するため、化学物質に依らない微弱電流を用いた海洋生物付着防止技術及び現在使用されている漁網防汚剤の適正使用手法を開発する。
資源管理等沿岸漁業新技術開発事業	(社)漁船協会都道府県	選択漁具・漁法新技術の開発及び選択漁具・漁具の改良・改善	我が国沿岸水域における資源管理型漁業の推進を図るため、新たな漁獲技術の開発及び改良・改善並びに効果等の実証化を行う。

(2) リモートセンシングによる漁船取締のための技術開発

国連海洋法条約の批准に伴うTAC制度の導入により、我が国周辺水域の漁業について、適正な漁業管理の履行のため、より厳正な監視、取締を実施することが必要となっているが、取締船による巡視に先立って我が国200カイリ内での漁業操業状況を把握する必要がある。

現在打ち上げられている地球観測衛星（JERS-1）には光学センサー及びレーダーセンサー（SAR）が搭載されており、これらのセンサーを利用して監視するシステムを確立する。

ア 光学センサー（OPS）による漁船位置及び速度計測手法の開発

イ 合成開口レーダーによる船舶認識手法の開発

ウ 画像上で船舶と漁船を判別可能な手法の開発

(3) 海洋・資源調査新手法の開発

海洋における基礎生産量の把握は、海洋水産資源を適切に利用・管理していく上で重要な課題の一つである。その中でも植物プランクトン等の生物活動は、我々が利用できる海洋水産資源量を規定していることから、この植物プランクトン量、つまりクロロフィル量の把握は大変重要である。そこで、海洋の基礎生産量を広範囲かつ連続的に把握するための3次元クロロフィル分布把握手法を開発する必要がある。

このため本事業では、船舶曳航式3次元クロロフィル分布観測装置及び観測システムを開発するとともに、

衛星による海表面データと合わせて3次元クロロフィル分布を推定するためのアルゴリズムの開発を行った。

(4) まぐろ類の簡便・迅速魚種等判別システムの開発

まぐろ類等の高度回遊性魚種に係る国際的保存管理措置の実効性を確保することが国際的に必要となっている。このため、輸入まぐろの魚種・漁獲海域（系統群レベルでの判別）をより迅速かつ簡便に判定する手法（モノクローナル抗体等による判別）及び簡易判別装置（血液判定キットの類）を開発する。

ア 魚種・系統に特異的なタンパク質を抗原とするモノクローナル抗体等を用いて、即時に魚種等を判別できる手法を開発する。

イ 特殊な施設や設備をすることなく、関税等の現場において簡単な操作で利用できる魚種判別装置を開発する。

3 水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所における調査研究

水産庁に所属する試験研究機関には、海域の特性に応じた研究を行う7水産研究所と専門分野について全国的視野から研究を行う養殖研究所、水産工学研究所がある。

水産研究所は7研究所及びそれらの支所において、水産資源、水産海洋、水産養殖の3研究分野を柱とし、担当海区の特性に応じた水産資源の動態、海洋環境、漁海況、水産増養殖技術、環境保全の調査研究を、また、

中央水産研究所においては、加えて全国を視野において水産物の利用、加工流通、漁業経済・内水面利用に関する調査・研究を実施している。

養殖研究所は、本所及び支所において、海面、内水面を通じての水面増養殖に関する基礎的研究を実施している。

水産工学研究所は、漁業の生産性を高めるための漁具・漁法、漁船に関する研究と、漁港・漁場等の生産基盤の造成、改良を進めるための研究を実施している。

(1) 北海道区水産研究所

北海道周辺海域におけるすけとうだら等の底魚類、さんま、いか類等の資源・生態に関する研究、海況変動、北方海域における海洋生産力の研究、ほっきがい、かれい類等の増養殖に関する調査・研究を実施した。

(2) 東北区水産研究所

黒潮と親潮との接触海域である三陸沖における漁場形成機構、さんま、かつお、さば、いか類及び底魚類の資源変動機構の解明と資源解析、あわび、ひらめ等の増養殖に関する研究、黒潮、親潮、津軽暖流域及び沿岸水域における海洋構造に関する調査・研究を実施した。

(3) 中央水産研究所

太平洋沿岸におけるいわし、さば等の水産生物及び海洋環境に関する研究、資源評価・予測とその応用、水域の汚濁の理科学的研究、海洋の環境放射能の実態解明、河川、湖沼における淡水魚の増殖技術の試験研究、水産物の原料特性及び品質保持に関する研究、水産物の利用拡大、水産物の品質評価法、漁業生産構造、水産物流通、消費動向の解明等の調査・研究を実施した。

(4) 南西海区水産研究所

瀬戸内海及び南西外海域における、まいわし、かたぐちいわし、ぶり、さわら等重要資源の変動機構の解明と資源解析、沿岸・沖合域における魚介藻類の増養殖に関する研究、赤潮発生機構と被害抑止に関する研究、内海漁場環境の評価に関する研究、海洋環境の変動機構の解明及び予測技術の改善、生物生産能力の解明等の調査・研究を実施した。

(5) 西海区水産研究所

九州西部海域、東シナ海、黄海及び日本海南西海域における、まあじ、きぐち、とらふぐ等の重要浮魚資源及び底魚資源の変動機構の解明、資源解析、海洋構造の解析と漁海況予測、海洋環境収容力とまだい等重要資源の培養、あまのり等の育種増殖技術、水質汚濁等の漁場環境への影響、亜熱帯水域における生物多様性、海洋生態系等の機能解明等に関する調査・研究を

実施した。

(6) 日本海区水産研究所

日本海域のぶり、かれい、その他の沿岸水産生物及び沖合水産生物の生態及び資源変動機構に関する研究、日本海の海洋構造の把握、沿岸域の海洋生物資源の生産力の検討、日本海における資源培養とその管理技術開発等の調査・研究を実施した。

(7) 遠洋水産研究所

北太平洋海域のさけ・ます及び底魚類、遠洋のまぐろ・かじき類、鯨類、おっとせい等の海産哺乳類、外洋域のいか類、南極海におけるオキアミ等の資源解析と評価及びその合理的利用に関する研究、それらと関連した海洋構造とその変動に関する調査・研究を実施した。

(8) 養殖研究所

水産生物の増養殖に関する基礎研究として、増養殖対象種及び餌料生物の新品種の育成と導入、遺伝資源の検索や遺伝子操作手法の開発、成熟産卵機構の解明及び発生と初期発育機構の解明、養殖用飼料の開発、餌料生物の検索・培養等飼育技術の高度化、環境収容力等養殖場の環境改善技術、魚類の病害防除等に関する調査・研究を実施した。

(9) 水産工学研究所

水産土木工学の分野として、増養殖場、漁場の造成及び保全技術の開発、漁港・海岸・漁村の環境改善及び保全技術の開発、漁船工学の分野として、省エネルギー船の設計、水産資源、海洋調査及び漁業用計測器の開発・改良、漁業生産工学の分野として、各種漁具の材料及び構造に関する調査を実施した。

4 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

(1) 北洋海域における調査

ア さけ・ます資源調査

日ロ漁業合同委員会・北太平洋溯河性魚類委員会等におけるさけ・ます漁業問題に対処するため、北太平洋及び日本海で生物調査・標識放流調査等を実施した。

イ 北洋底魚調査

日ロ地先沖合漁業協定等における北洋底魚の資源議論に対処するため、北太平洋においてすけとうだら等の生物資源調査等を実施した。

ウ 海産哺乳動物基礎調査

漁業資源の重要な捕食者であるとの観点からおっとせい等の生物学的知見・情報を収集するため、北太平洋で目視調査、生物調査等を行った。

エ ペーリング公海漁業対策調査

ペーリング海すけとうだらの資源量の把握及び系統群の解明のための調査を実施した。

オ 海洋廃棄物生物影響調査

おっとせい繁殖島周辺で網等に絡まっているおっとせいの比率及び行動等の調査を実施し流失網がおっとせいに与える影響を調査した。また、北太平洋海域において海上漂流物の目視調査、基礎的な海洋観測を行った。

カ あかい資源調査

あかいの資源量を把握するための漁獲調査及び回遊生態等を解明するための標識放流調査を実施した。

(2) 遠洋海域における調査

ア 鯨類資源調査

国際捕鯨委員会に対処するため、南半球・北太平洋において資源評価に利用するデータを得るための目視調査及び生物調査を行った。

イ かつお・まぐろ漁業資源調査

太平洋及びインド洋において、かつお・まぐろ類を対象として調査船調査を実施し、漁獲統計解析や生物分析を行った。また、県に委託し、標識放流、生物測定等の調査のほか、日本周辺における小型まぐろ類の水揚げ状況調査を実施した。

(3) 東海・黄海における調査

日中・日韓漁業交渉に対処するため、東海・黄海等で、きぐち、たちうお、さば等の生物調査を調査船調査等により実施した。

5 漁況海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(財)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、処理・解析、速報等を行う広報事業に対して助成するとともに、都道府県の水産試験研究機関が地先沿岸における漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

6 浮魚資源高度管理モデル開発調査

まき網漁業者等の意識向上に努めるなど、資源管理型漁業の一層の定着化を図るため、(財)日本水産資源保護協会に業務委託し、地域性の強い浮魚を対象に実施した調査で得られた成果を発展させ、特定の地域で特定の漁業種類を対象とした実践的シミュレーションモデルを構築するための調査を行った。

第16節 水産業改良普及対策

1 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

2 漁業生産の担い手確保・育成事業

近年の沿岸漁業等及び漁村をとりまく諸情勢の変化に伴い、漁業生産の担い手の高齢化、漁業生産環境の悪化、漁村社会の活力の低下等の問題が生じている中でこれらの問題を地域の実情に即して解決しながら、栽培・資源管理型漁業の推進、省力、省エネルギー化の促進、青年漁業者の育成・確保、活力ある漁村社会の形成等を図ることが重要となっている。

このため、水産業改良普及事業交付金による事業の実施とあいまって、道府県が実施している青年漁業者育成事業、漁村女性はずらっライフ事業及び漁村高齢者能力活用事業に助成し、担い手確保のための総合推進会議の開催、就業予定者の先進漁家実習、漁業体験学習、漁業士の養成・認定、技術交流、漁村女性と異業種グループ等との交流学习及び高齢者の生きがいづくりの推進等を実施した。

また、全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者実践活動事業に助成し、全国青年・女性漁業者交流大会の開催、研究・実践グループの育成、海外交流研修等を実施した。

3 水産業改良普及情報システム化等事業

社団法人日本水産資源保護協会に助成して、水産業改良普及情報センターを整備して、水産業改良普及活動の効率的な運営と強力な推進を図るとともに、道府県に助成して普及職員の資質の向上、普及機材等の整備を行う普及活動高度化特別対策事業を実施した。

4 沿岸漁業者等啓発事業

沿岸漁業の生産技術や経営の急速な変化に対応し、水産業改良普及事業の効率的な運営を図るため、社団法人農林放送事業団に委託し、生産技術や経営方法に関する情報及び青壮年グループ等の主体的な研究・実践活動に関する情報等を内容とするラジオ番組「おはようこちら水産情報局」を放送するとともに、TAC等新制度の広報啓蒙用ポスター、パンフレットを作成した。

5 水産業専門技術員資格試験

9年度の水産業専門技術員資格試験は、9年8月1日に官報掲載され、9月2日願書締切、受験者は45人であった。

11月21日、筆記及び口述試験を行い最終審査の結果、水産増殖部門25名、漁業・機械部門9名、利用加工部門1名、漁業経営部門3名が合格者と判定され、合格者は9年12月18日官報に掲載された。

これによって水産業専門技術員資格試験合格者は、延べ635名となった。

第17節 船 舶

1 組織及び機構

船舶関係の組織

船舶の所属を組織的に区分すると水産本庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）8隻、水産研究所9隻、水産工学研究所1隻、水産大学校2隻の計20隻となっている。

なお、機構は表27のとおりである。

2 水産庁の船舶

水産庁の船舶は行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されている。大きさも約60tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表28のとおりである。

3 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他5隻の計6隻（本庁所属船4隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船1隻、九州漁業調整事務所所属船1隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸他11隻の計12隻（本庁所属船2隻、水産研究所所属船9隻、水産工学研究所所属船1隻）である。これらの調査船による漁業の調査については、沿岸、沖合漁業の再開発、海況及び漁況の調査、公害等による影響調査、重要魚類を中心とした水産資源の試験研究のための調査、遠洋漁業については、まぐろ類の分布・生態調査、新漁場開発、

表27 船舶関係の組織と構造

水 産 庁	水 産 本 庁	漁政部漁政課船舶管理室	船舶予備員
		資源管理部管理課	東光丸、白竜丸、白嶺丸、白萩丸
		資源生産推進部漁場資源課	開洋丸、照洋丸
		瀬戸内海漁業調整事務所	白鷺
		九州漁業調整事務所	白鷗丸
	水 産 研 究 所	北海道区水産研究所	北光丸、探海丸
		東北区水産研究所	若鷹丸
		中央水産研究所	蒼鷹丸
		南西海区水産研究所	しらふじ丸、こたか丸
		西海区水産研究所	陽光丸
		日本海区水産研究所	みずほ丸
	水産工学研究所	遠洋水産研究所	俊鷹丸
			たか丸
	水 産 大 学 校		
			耕洋丸、天鷹丸

表28 行政目的別船舶

船 名	使用目的	定 員	船 籍 (定けい港)	航 行 区 域	船 質	総トン数	主 機	馬 力
水産本庁								
開 洋 丸	漁業調査	47	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	3,500PS×2 電気推進 1,100kw
東 光 丸	漁業取締	37	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,070	ディーゼル	4,000PS×2
照 洋 丸	漁業調査	36	東京 (東京)	世界全海域	鋼	1,362.86	ディーゼル	2,000PS×2
白 竜 丸	漁業取締	27	東京 (東京)	日本近海, 北米近海	鋼	1,296	ディーゼル	3,000PS×2
白 萩 丸	漁業取締	23	東京 (東京)	日本近海, 北太平洋	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白 嶺 丸	漁業取締	19	東京 (東京)	日本近海, 北太平洋	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白 鷗 丸	漁業取締	23	東京 (博多)	日本沿岸沖合, 東シナ海	鋼	476.42	ディーゼル	2,700PS×1
白 鷺 丸	漁業取締	13	東京 (神戸)	瀬戸内海	軽合金	97	ディーゼル	1,000PS×2
船舶予備員 31								
水産研究所								
北 光 丸	漁業調査	25	釧路 (釧路)	北洋, 日本沿岸沖合	鋼	466.49	ディーゼル	900PS×2
探 海 丸	漁業調査	18	釧路 (釧路)	北洋, 日本沿岸沖合	鋼	168	ディーゼル	900PS×1
若 鷹 丸	漁業調査	18	八戸 (八戸)	日本北方, 沿岸沖合	鋼	692	ディーゼル	1,000PS×2
蒼 鷹 丸	漁業調査	26	東京 (横浜)	日本近海, 北太平洋	鋼	892	ディーゼル	1,600PS×2
しらふじ丸	漁業調査	13	大野 (大野)	瀬戸内海, 高知沖合	鋼	138	ディーゼル	1,000PS×1
こたか丸	漁業調査	4	高知 (高知)	高知沖合	FRP	59	ディーゼル	1,000PS×1
陽 光 丸	漁業調査	26	長崎 (長崎)	日本近海, 東シナ海	鋼	499.76	ディーゼル	1,600PS×1
みずほ丸	漁業調査	18	新潟 (新潟)	日本海全域	鋼	156	ディーゼル	900PS×1
俊 鷹 丸	漁業調査	25	清水 (清水)	北洋, 日本沿岸沖合	鋼	396.85	ディーゼル	1,300PS×2
水産工学校								
た か 丸	漁業調査	4	東京 (館山)	関東周辺沖合	軽合金	61	ディーゼル	1,000PS×1
水産大学校								
耕 洋 丸	漁業練習	40	下関 (下関)	太平洋, インド洋	鋼	1,988.62	ディーゼル	3,800PS×1
天 鷹 丸	漁業練習	29	下関 (下関)	太平洋, インド洋	鋼	716	ディーゼル	2,200PS×1
合 計	20隻	502						

未利用水産資源の開発等の調査及び試験操業等が実施されている。

このように多様化する漁業調査に対応して漁業調査船は、日本周辺海域から全世界の海域に及ぶ調査航海に従事しており、官船による漁業調査の重要性は一層増しつつある。

(3) 漁業練習船

漁業練習船は、水産大学校所属の2隻であり、同校の学生の遠洋、近海の乗船実習に併せて漁業環境、海

洋生物資源及び漁船の運航に関する各種の調査研究を行っている。

4 代 船 建 造

漁業調査船「照洋丸」と漁業取締船「白鷗丸」の2隻の代船建造を進めている。

「照洋丸」は、7年度から4か年度の計画で平成10年5月竣工予定であり、「白鷗丸」は、8年度から3か年度の計画で平成10年6月竣工予定となっている。